

令和7年度 藤井寺北小学校 学校経営方針

令和7年4月 校長 多田 和彦

学校教育目標

個性を生かす学校



めざす子ども像

- ・考え方行動する子
- ・思いやりのあるやさしい子
- ・健康でたくましい子



めざす子ども像へと導くために

- ◎学習活動を通じて考える力を培う言語活動の充実を図り、主体的に学習する児童を育てる（積極的な指導と評価の推進）
- ◎自分を大切にしながら他者と関わり、生命や人格を認めあえる豊かな感覚をもった児童を育てる（学びあう集団づくりの推進）
- ◎健康な体と健全な心で、何事にもチャレンジできる活発な児童を育てる（年間を通じた体力向上活動の推進）

めざす学校像
「つながりを大切にする学校」

めざす教職員像

- ・自覚と誇りをもち学び続ける教職員
- ・感謝と尊敬の心で他者に接する教職員
- ・児童を理解し子どもの個性を伸ばす教職員
- ・協働協業の姿勢で学校経営に参画する教職員
- ・家庭、地域との連携を大切にする教職員

0. 藤井寺市重点教育課題について

別紙「藤井寺市教育委員会 重点教育課題 2025」に基づいて、全ての教育計画や教育活動を行い、公立学校に求められる責務を果たす。

1. 学校教育目標の共有

- ①子どもたちの長所や短所、得意なことや苦手なこと、ストロングポイントとウイークポイント、学習活動の中で生かすべき力や配慮すべき内面を「個性」と捉え、「もちあじ」と表現し、学校教育活動を通して伸ばす。
- ②藤井寺市学力向上推進支援事業（Up r o 4）、校内研修を通して、「自分の考えを伝え合うことで、考えを深めることができる子どもの育成～新しいこと発見！わくわく楽しい算数の授業をめざして～」への授業研究を行い考え方行動する子を育成する。
- ③「特別の教科道徳（道徳科）」はもちろんのこと、どの教科・領域においても豊かな言語活動と体験的な学習過程を大切にして、豊かな感覚を育み思いやりのあるやさしい子を育成する。
- ④「日常的な運動遊び」や「全校活動」を通して体を鍛え、「体育科の学習」「食育計画」「保健計画」「防犯・防災計画」に則って健康でたくましい子を育成する。

2. 「学校組織力」を高める

- ①教育のプロとして志を高くもち、指導力向上に努める。
- ②学校は組織で動く。そのために、校務分掌や一人ひとりの役割に基づいて「報告・連絡・相談」を的確に行う。
- ③どのような案件も事後対応からではなく「成長を促す指導」を心がけ、予見に基づいた未然防止と積極的な指導が肝心。アンテナを高く、自己発信を心がける。

3. 学校教育目標に基づく学年経営と学級経営

- ①特別支援教育を中心とした人権教育を推進する
 - ・支援学級児童、不登校傾向児童、配慮を要する児童の満足感を考え指導に生かす。
 - ・ユニバーサルデザインの観点で、児童の反応を「よく見る」「よく聴く」「よく話しかける」。
 - ・プラス発信（望ましい姿、小さな成長の共有）を心掛け、保護者との連携を深める。
- ②意図的な集団づくりによって、「いじめをしない、させない、認めない」内面指導を推進する
 - ・生活アンケートや教育相談の活用を通じて、認め励ます学級経営を行う。
 - ・正義感や社会性のあるリーダーを育成する。
- ③居場所づくりを行う
 - ・何よりもまず、学級・学年集団づくり。自己表現でき、安心できる仲間づくり。そのために、保護者との連携や特別支援コーディネーター（支Co）、藤井寺市リーディングスタッフ（RS）、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の積極的な活用を行う。
- ④きれいな学校づくりを行う
 - ・定物定位の原則で整理整頓を心がける。（机上整理：教室も職員室も）
 - ・ユニバーサルデザインの視点で整然とした環境を心がける。（子どもの目線で見直そう！）
- ⑤ふれあいを通した児童理解を推進する
 - ・心が解放されたときに本音がわかる。
 - ・遊びを通して子どもは成長する。ルールやマナーと共に学ぶ機会としても、子どもと遊ぶ教師集団を心がける。

4. 学力向上に向かう めざす学校像 「つながりを大切にする学校」

- ①個別最適な学びと共同的な学びの促進を意図した授業づくりを行う
 - ・もちあじを生かす授業づくり

- ・主体的、対話的で深い学びの視点による授業改善
- ・根拠を大切にした授業研究
- ・1人1台端末の利点をいかしたICT機器の活用

②確かな学力の定着を図る

- ・授業時数（教科時数）の確保と交換授業や師範授業の実施
- ・発達の段階に応じた指導の工夫（試行錯誤を大切にして自信をつけさせる）
- ・「家庭学習の手引き」を活用して、家庭学習の習慣づけ（配るだけでなく対話と読み合わせ）
- ・学習支援ツール（タブドリオンライン）等の積極的な活用（朝学習、家庭学習、自主学習）

③校内研究の充実

テーマ『自分の考えを伝え合うことで、考えを深めることができる子どもの育成』

～新しいこと発見！わくわく楽しい算数の授業をめざして～

- ・校内研修、メンタリングによる研修、カフェ研による高めあいを行う
- ・市小研教科や自己のテーマに応じた教科で、1人1回以上自主公開授業を行う
- ・学習指導要領を踏まえた指導方法の工夫改善を行う
- ・各学年各教科の特質を生かした実践を行う
- ・GIGAスクール構想を踏まえたICT活用の実践方法についての交流を適宜行う
- ・令和7年度講師 川上信次先生（校内授業研究会に招聘）

④各学年とも専科指導や交換授業によるきめ細かな指導（みんなでみんなを見る）の実施。全学年で適宜交換授業を行い、授業準備や評価の効率化をはかる。

（補欠体制や空き時間活用は学年団を中心に）

⑤読書活動の推進と地域人材の活用

- ・「朝の読書」の継続
- ・図書の時間の活用と読書習慣の定着を図る
- ・学校図書館司書や保護者・地域ボランティアとの連携による読書環境の充実
- ・各教科学習に位置付けた情報活用能力の育成拠点としての図書室利用

⑥キャリア教育全体計画の運用と指導の推進

5. 人権教育の推進 「個性を認め 共に育ち合う集団をめざして」

①学校組織として指導体制をとり、すべての教育活動を通して人権教育を推進する

- ・大人教、南人教、藤人研との連携を密にとり、授業研究を行う
- ・一人ひとりの違いを認め合う
- ・学習活動を通して、自己肯定感や自尊感情、自己有用感を高める指導充実

②人権尊重の精神に徹し、差別をしない、させない、ゆるさない人間の育成に努める

③校内特別支援教育の充実に向けた組織的な対応に努める

④障がいの実態を教職員全体で共有し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う

- ・合理的配慮を踏まえて実践

⑤交流活動の活性化とすべての児童に障がい理解の推進を図る（全学年）

⑥家庭との連携を密にするとともに、関係諸機関との連携を図り効果的な指導を促進する

⑦通級指導教室の機能充実と校内連携の充実を図る

⑧配慮を要する児童へのきめ細かな指導を行う

6. きめ細かで迅速な対応ができる生徒指導

①思いやりと優しさをもった児童の育成

- ・仲間づくりと集団づくり
- ・道徳教育の充実
- ・児童会活動の活性化

- ・子どもの良いところをほめて伸ばす（積極的に）
- ・しかるところは短くしっかりしかる（具体的に）
- ・いじめ認知 up、いじめ対応スピードアップ、不登校対応力アップをめざす（「いじめ対応セルフチェックシート」）
- ・いじめ防止基本方針に基づく「未然防止・早期発見・相談体制」
- ・いつでもどこでも授業参観

②一人の子どもをみんなで指導する生徒指導体制の確立

- ・日常的な教育相談活動を行う
- ・臨時的に校内支援チームを立ち上げ、チーム対応で個々を支える
- ・子どもの発する言葉やしぐさに目を向けて内面に迫る
- ・ためらわざケース会議を設定する（効率的にアセスメントとプランニングを）
- ・学年団、特別支援コーディネーター、藤井寺市リーディングスタッフ等、校内支援体制を組織的かつ日常的に活用する
- ・スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等外部機関を積極的に活用する

7. 教育活動情報を発信し、透明性を高める

- ①学校ホームページやスカイメニュー、学校便り、PTA通信等を活用して情報の発信に努める
- ②校務支援ソフトC4thの運用に対応し、校務の合理化と発信力強化に努める
- ③「みんなでつくるみんなの学校」をキーワードに、地域に対して効果的に情報を発信し、信頼される学校づくりを推進する

8. 健康教育の推進

- ①心身の発達や気候に応じた運動に親しませ、体力の向上をめざす
- ②日ごろから危機管理意識をもち、安全についての理解を深化させ、児童が安全で安心な学校生活を送ることができるよう努める
- ③食に関する指導を推進する
 - ・「早寝・早起き・朝ごはん」の徹底と保護者への啓発（学校だより、保健だより、PTA役員会・運営委員会の活用）
 - ・発達段階に応じた計画的な「食育」
 - ・代表委員会、給食・放送委員会（児童）の活用
 - ・食物アレルギー対応委員会、学校保健委員会の活用

9. 教師集団としての資質向上

- ①働き方改革への対応と共に、研究と修養に努める（主体的な自己研鑽）
- ②OJTを通して、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力「生きる力」を教師も身につける。
- ③公務員として服務規律を順守する
 - ・「不祥事予防に向けて一自己点検 チェックリスト例一」を活用した校内研修
 - ・個人情報の適正な管理と保管（教職員は、個人情報の紛失や盗難が学校に対する信用を失墜するばかりか、個人のプライバシーの重大な侵害になり、大きな被害の発生にもつながることを十分認識し、その取扱いには細心の注意が必要。）
 - ・信用失墜行為の禁止（地方公務員には地方公務員法に基づき数々の服務義務が課せられている。とりわけ「信用失墜行為の禁止」など、地方公務員という身分そのものに伴う義務は、勤務時間中はもちろん、勤務時間外においても守らなければならないものである。）
 - ・体罰防止（体罰は、学校教育法で明確に禁止されているだけでなく、傷害、暴行、脅迫等の刑法犯罪であり、いかなる理由があろうとも絶対に許されない。）

- ・飲酒運転の禁止（飲酒運転は、飲酒量の多少に関わらず道路交通法で禁止されている違法な行為。また、死亡事故等の重大な事故につながる危険な行為。）

④自己管理の意識を向上する。

- ・心身の健康管理は特に重要
- ・スケジュール管理によって見通しをもった計画的な業務遂行（定時内でできるように）
- ・原則毎週水曜日を「ノーノーデイ」として、会議、残業を行わず、17:30までに退勤する
- ・計画的に休暇取得（家族休暇、記念日休暇、特別休暇等）し仕事と家庭の両立をはかる